

津市総合計画後期基本計画(案)に対する意見等を踏まえた修正箇所一覧

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
1	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨	1	<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>本市は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が平成18年1月1日に合併し、新「津市」として誕生しました。</p> <p>そして、旧市町村が取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、合併後の市政運営の基本とするものとして、平成20年3月に基本構想(計画期間:平成20年度～平成29年度)と前期基本計画(計画期間:平成20年度～平成24年度)で構成する「津市総合計画」を策定し、基本構想に掲げる将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい京都」の実現に向け、前期基本計画に基づき各種施策を展開してきました。</p> <p>(略)</p> <p>そこで、本計画は、前期基本計画の計画期間の終了を受け、前期基本計画に基づき推進してきた各施策の成果や課題を検証し、その結果と今後の社会情勢の変化を踏まえながら、基本構想に掲げた将来像をめざしたまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な事業展開の方向性を定めるものとして策定しました。</p>	1	<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>本市は、平成20年3月に基本構想(計画期間:平成20年度～平成29年度)と前期基本計画(計画期間:平成20年度～平成24年度)で構成する「津市総合計画」を策定し、基本構想に掲げる将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい京都」の実現に向け、前期基本計画に基づき各種施策を展開してきました。</p> <p>(略)</p> <p>そこで、前期基本計画の計画期間の終了を受けて、今後の社会情勢の変化を見据えながら、基本構想に掲げた将来像をめざしたまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な事業展開の方向性を定める後期基本計画を策定しました。</p>
2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行	2	<p>ア 人口減少の進行 (略)</p> <p>さらに、人口減少により生産年齢人口(15～64歳)も減少し、生産力の低下や国内需要の減少が懸念され、本市においても市内への新規投資の減少が予想されます。</p> <p>(略)</p>	1	<p>ア 人口減少の進行 (略)</p> <p>さらに、人口減少とともに、生産年齢人口(15～64歳)や国内需要も減少し、本市においても市内への新規投資の減少も予想されます。</p> <p>(略)</p>

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
3	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	2	<p>イ 少子高齢社会の進行 我が国の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの平均数)は、平成17年から平成22年にかけて一時的に上昇傾向がみられましたが、晩婚化・未婚化の進展とあいまって、長期にわたっては低下傾向が続いており、さらに、人口減少社会が進むものと予想されています。</p> <p>少子化は、長期的には総人口、生産年齢人口(15～64歳)の減少につながることから、社会の活力を維持するためにも、安心して子育てできる環境の整備とともに、子どもを産みやすい環境づくりや若い人の結婚・出産の意欲を高めることが求められています。</p> <p>また、少子化と同時に高齢化も急速に進行しています。今後は高齢者の増加だけではなく、後期高齢者や単独高齢者世帯が増加することとなり、国においては高齢者をはじめ国民が安心して暮らせるように持続可能な社会保障制度の改革をめざしています。</p> <p>こうした少子高齢社会が進むなか、地域においては、コミュニティを維持することが難しくなるところが多くなりつつあり、自治会や活動団体等においても、役員やリーダーなどの高齢化による担い手不足や後継者不足に苦慮しているところが多くなっており、極めて深刻なものとなっています。</p>	2	<p>イ 少子高齢社会の進行 我が国の合計特殊出生率は、平成17年から平成22年にかけて上昇傾向がみられましたが、長期にわたっては減少傾向が続いており、さらに、晩婚化・未婚化が進展していることから、今後は、少子化が加速するものと予想されています。</p> <p>少子化は、長期的には総人口、生産年齢人口(15～64歳)の減少を加速させる要因となることから、社会の活力を維持するためにも、安心して子育てできる環境の整備とともに、子どもを産みやすい環境づくりや若い人の結婚・出産の意欲を高めることが求められています。</p> <p>また、少子化と同時に高齢化も急速に進行しています。今後は高齢者の増加だけではなく、後期高齢者や単独高齢者世帯が増加するという、さらに深刻化する高齢社会を迎えることとなり、国においても社会保障制度の改革を最重要課題としています。</p> <p>これに伴い、地域においては、コミュニティを維持することが難しくなるところが多くなりつつあり、自治会や活動団体等においても、役員やリーダーなどの高齢化による担い手不足や後継者不足に苦慮しているところが多くなっており、極めて深刻なものとなっています。</p>
4	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策	2	<p>ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策 (略)</p> <p>これら災害への対応など、市民の安全・安心な生活の確保に向けては、市民や企業との協働も含めた本市独自の取組とともに、国や県との密な連携・協力体制による取組を進めることが重要となります。</p>	2	<p>ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策 (略)</p> <p>これら災害への対応など、市民の安全・安心な生活の確保に向けては、本市独自の取組とともに、国や県との密な連携・協力体制による取組を進めることが重要となります。</p>

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
5	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景(1)時代の潮流 エ 社会の成熟とグローバル化	3	<p>※内容を追加</p> <p><u>エ 社会の成熟とグローバル化</u> 我が国は、社会が比較的安定した成熟社会となっており、少子高齢化や増大する社会保障費、社会資本ストックの老朽化など社会が成熟したが故の課題への対応が求められています。</p> <p><u>また、欧州の財政危機が世界の景気低迷などの起因となるなど、経済のグローバル化は著しく、産業面においても、ものづくりを得意としていた我が国の国際的な市場シェアが奪われつつあり、今後は、国際的な連携を視野に入れた企業支援が求められています。</u></p> <p>オ 市民の価値観の多様化 (略)</p> <p>カ 地方分権の進展 (略)</p> <p>キ 環境問題への対応 (略)</p>	2	エ 地方分権の進展 (略) オ 環境問題への対応 (略)
6	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景(1)時代の潮流 オ 市民の価値観の多様化	3	<p>※内容を追加</p> <p><u>オ 市民の価値観の多様化</u> 社会が成熟するにつれ、国民の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、個人の生き方や責任が重要となっています。古くからのコミュニティは世帯分離や人口減少で、その維持・活性化、また、人の繋がりの希薄化が課題となっていますが、一方で、東日本大震災におけるボランティア活動を見ても、被災された方々のために行動し、社会貢献に生きがいを見出す人が多いことも事実です。</p> <p><u>本市においても、市民の価値観の変化を踏まえながら、市民と共にコミュニティの維持を図ることや市民活動を支援することにより、参加と協働のまちづくりを進める必要があります。</u></p> <p>カ 地方分権の進展 (略)</p> <p>キ 環境問題への対応 (略)</p>	2	エ 地方分権の進展 (略) オ 環境問題への対応 (略)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
7	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 キ 環境問題への対応	3	キ 環境問題への対応 東日本大震災による原子力発電所の事故後のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換が課題となっているほか、地球環境を守るために、廃棄物の削減や自然環境の保全に引き続き取り組むことも求められています。 (略)	3	オ 環境問題への対応 東日本大震災による原子力発電所の事故後のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換が求められているほか、地球環境を守るために、廃棄物の削減や自然環境の保全に引き続き取り組むことも求められています。 (略)
8	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (2)前期基本計画の点検結果	4	※内容を追加 (1) 時代の潮流 (略) (2) 前期基本計画の点検結果 本計画については、別途作成した前期基本計画点検結果により、前期基本計画に掲げた各種施策の進捗状況並びに成果及び課題を踏まえ策定しました。 なお、点検結果の詳細については、市ホームページで公開しています。 (3) 住民意識調査 (略)	3	(1) 時代の潮流 (略) (2) 住民意識調査 (略)
9	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)住民意識調査	4	(3)住民意識調査 ■ 定住意向が強い (略) また、定住意向がある市民は、「日常の買い物が便利」、「道路状況や交通の便が良い」、「自然や環境が保護されている」ことを主な理由としてあげています。 一方、津市について「愛着を感じている」とする市民も約8割を占めており、このことから、市民が本市への定住意向が強いことが裏付けられています。	3	(2)住民意識調査 ■ 定住意向が強い (略) また、定住意向がある市民は、「日常の買い物が便利」、「道路状況や交通の便が良い」、「自然や環境が保護されている」ことを主な理由としてあげています。 一方、津市について「愛着を感じている」とする市民も約7割を占めており、このことから、市民が本市の定住意向が強いことが裏付けられています。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
10	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (4)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの イ 暮らしの安心の確保	8	イ 暮らしの安心の確保 (略) 津市の高齢者人口(65歳以上)の割合は、平成22年で24.7%と県平均よりも高い割合となっており、人口が減少するなか、高齢者人口は増加し、美杉地域にみられるように、高齢者人口の割合が50%を超えるといった地域も存在します。 こうした状況を踏まえると、拠点的な医療・福祉機能だけでなく、各地域において身近で医療・福祉サービスが受けられる、安心して暮らせる環境づくりが重要だと考えられます。	7	イ 暮らしの安心の確保 (略) 津市の高齢者人口(65歳以上)の割合は、平成22年で24.7%と県平均よりも高い割合となっており、人口が減少するなか、高齢者人口は増加し、美杉地域にみられるように、高齢者人口の割合が50%を超えるといった地域も存在します。 こうした状況を踏まえると、拠点的な医療・福祉機能だけでなく、各地域において身近で医療・福祉サービスが受けられる、安心して暮らせる環境づくりが求められています。
11	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (4)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの ウ 地域の魅力を活用したシティプロモーションの展開	8	ウ 地域の魅力を活用したシティプロモーションの展開 本市は、海から山にかけての豊かで多様な自然資源に恵まれている上に、国定公園、県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境が残されています。 また、観光資源も海洋レクリエーション、歴史街道や城下町等の歴史・文化資源、温泉、高原、ゴルフ場など、多様な観光資源を有するほか、人口当たりの文化・スポーツ施設、医療機関の水準も類似都市に比べて高くなっています。 住民意識調査でも、市民の本市に対する愛着度と定住意向は高くなっており、市民は本市の魅力を感じていることが伺えます。 (略)	7	ウ 地域の魅力を活用したシティプロモーションの展開 本市は、海から山にかけての豊かで多様な自然資源に恵まれている上に、国定公園、県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境が残されています。 また、観光資源も海洋レクリエーション、歴史街道や城下町等の歴史・文化資源、温泉、高原、ゴルフ場など、多様な観光資源を有するほか、人口当たりの文化・スポーツ施設、医療機関の水準も類似都市に比べて高くなっています。 住民意識調査でも、市民の本市に対する愛着度と定住意向は高くなっており、市民は本市の魅力を感じていることが伺えます。 (略)
12	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (4)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの オ 地域コミュニティの維持・活性化	9	オ 地域コミュニティの維持・活性化 市内の地域別人口動態をみると、65歳以上の高齢者の人口割合は美杉地域の50.8%をはじめ、美里地域、白山地域においても約30%となっており高い割合となっています。 また、芸濃地域、香良洲地域、一志地域でも高齢者人口(65歳以上)は25%を超え、特に美杉地域、美里地域、白山地域、香良洲地域では、人口減少が加速し、人口規模の小さい区域が増えています。 こうした傾向がさらに加速すると、コミュニティの維持が難しくなる地区が発生すると考えられます。 将来にわたって地域コミュニティを維持・活性化するために、過疎化や高齢化の対策にとどまらず、新たな定住施策が必要であることから、本市へ転入、また、本市から転出される方からその理由やニーズを把握するための調査を行い、市外からの移住の促進を行うなど、こうした地域のコミュニティの維持・活性化が求められています。	8	オ 地域コミュニティの維持・活性化 市内の地域別人口動態をみると、65歳以上の高齢者の人口割合は美杉地域の50.8%をはじめ、美里地域、白山地域においても約30%となっており高い割合となっています。 また、芸濃地域、香良洲地域、一志地域でも高齢者人口(65歳以上)は25%を超えており、一志地域を除いてこれらの地域では、人口減少傾向が加速し、人口規模の小さい区域が増えています。 こうした傾向がさらに加速すると、コミュニティの維持が難しくなる地区が発生すると考えられます。 このため、本市へ転入、また、本市から転出される方からその理由やニーズを把握するための調査を行い、市外からの移住の促進を行うなど、こうした地域のコミュニティの維持・活性化が求められています。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
13	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (4)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの カ 公共施設の適正な管理と運用	10	カ 公共施設の適正な管理と運用 県庁所在地として三重県の各種施設が集中立地していることもあり、人口に対する図書館蔵書数、文化施設数、スポーツ施設数並びに小中学校1学級当たりの児童数・生徒数からみた水準は、類似都市の中で高い水準にあります。 一方、施設の充実は、多額の維持管理費を要する面もあり、厳しい財政状況が続く中で、現状の施設をそのまま維持管理することは将来的には困難になることが予想されます。 (略)	8	カ 公共施設の適正な管理と運用 県庁所在地として三重県の各種施設が集中立地していることもあり、人口に対する図書館蔵書数、文化施設数、スポーツ施設数並びに小中学校1学級当たりの児童数・生徒数からみた水準は、類似都市の中で高い水準にあります。 一方、こうした充実した施設は、施設の維持管理費の増大につながり、厳しい財政状況が続く中で、現状の施設をそのまま維持管理することは将来的には困難になることが予想されます。 (略)
14	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 1 合併の意義	11	1 合併の意義 本市は、全国的にも稀に見る10の市町村が合併した都市です。 平成の大合併といわれたこの政策は、 <u>少子高齢社会の進行や社会保障費の増大、住民の生活圏や経済活動の広域化などの社会情勢の変化を踏まえ、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤の確立を目的として、社会の活力の維持・向上を図ることが必要であるとの考えのもと、全国的に取り組まれたものです。</u> このようななか、本市の合併においても、 <u>厳しさを増す社会情勢を踏まえ、多様化する住民ニーズに対応できる基礎自治体の自立性と行政基盤の充実強化、厳しい財政状況下であっても行政サービスが維持できる効率的な行政体制などが必要であり、そして各市町村の優れた資質を発揮した相乗効果により、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になるとの考えのもと、市町村合併に関し同じ方向を見ていた10の市町村が合併し、新たな歩みをはじめました。</u> (略)	10	1 合併の意義 本市は、全国的にも稀に見る10の市町村が合併した都市です。 平成の大合併といわれたこの政策は、少子高齢社会や社会保障費の増大、住民の生活圏や経済活動の広域化などの社会情勢の変化を踏まえ、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤の確立を目的として、社会の活力の維持・向上を図ることが必要であるとの考えのもと、全国的に取り組まれたものです。 このようななか、本市の合併においても、 <u>厳しさを増す社会情勢を踏まえ、広域化、多様化する住民ニーズに対応できる基礎自治体の自立性と行政基盤の充実強化、厳しい財政状況下であっても行政サービスが維持できる効率的な行政体制などが必要であり、そして各市町村の優れた資質を発揮した相乗効果により、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になるとの考えのもと、市町村合併に関し同じ方向を見ていた10の市町村が合併し、新たな歩みをはじめました。</u> (略)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
15	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (1)基本構想を踏まえたまちづくりの方向性	11	(1)基本構想を踏まえたまちづくりの方向性 (略) また、同基本構想では人口減少社会を見据え、平成29年度の想定人口もまちづくりのための適正な人口規模として28万人から30万人までと柔軟な設定としているほか、人口減少や少子高齢化の進行、再生可能エネルギーを含めた環境問題など時代の潮流も踏まえており、策定時からこれまでの社会情勢の変化の中にあっても、基本的なまちづくりの方向性として対応できるものとなっております。 (略)	10	(1)基本構想を踏まえたまちづくりの方向性 (略) また、同基本構想では人口減少社会を見据え、平成29年度の想定人口もまちづくりのための適正な人口規模として28万人から30万人までと柔軟な設定としているほか、人口減少や少子高齢化の進行、再生可能エネルギーを含めた環境問題など依然として厳しい状況が続く時代の潮流も踏まえており、策定時からこれまでの社会情勢の変化の中にあっても、基本的なまちづくりの方向性として対応できるものとなっております。 (略)
16	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (2)合併からこれまでの実績の確認と検証	12	(2)合併からこれまでの実績の確認と検証 (略) そして、前期基本計画では、本市の将来像を実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにしていますが、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の点検を行うとともに、津市総合計画審議会及び各地区地域審議会で行われた確認と検証を踏まえました。 また、津地区合併協議会において「新市まちづくり計画に係る市町村長間の合意事項」として本市に引き継がれた事業(いわゆる「合併合意20事業」)については、市政を取り巻く状況の変化やこれまでの取組状況、課題等を踏まえ、確認と検証を行いました。	11	(2)合併からこれまでの実績の確認と検証 (略) そして、前期基本計画では、本市の将来像を実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにしていますが、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の点検を行うとともに、津市総合計画審議会及び各地区地域審議会で行われた確認と検証を踏まえ、施策の整理を行いました。 また、津地区合併協議会において「新市まちづくり計画に係る市町村長間の合意事項」として本市に引き継がれた事業(いわゆる「合併合意20事業」)については、市政を取り巻く状況の変化やこれまでの取組状況、課題等を踏まえ、確認と検証を行い整理しました。
17	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係	13	(3)新市まちづくり計画との関係 (略) また、国においては、東日本大震災の発生後の合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等の経費に充てるための地方債(合併特例債)と過疎地域自立促進のための地方債(過疎対策事業債)を起こすことができる期間が5年間延長されました。(合併特例債については、合併市町村のうち被害を受けた自治体は、10年間延長) 以上のことを踏まえ、後期基本計画の戦略的位置づけを明確にするとともに、後期基本計画の策定に当たっては、市政を取り巻く情勢のほか、以下の3つの視点を踏まえました。 (略)	12	(3)新市まちづくり計画との関係 (略) また、国においては、東日本大震災の発生後の合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等の経費に充てるための地方債(合併特例債)と過疎地域自立促進のための地方債(過疎対策事業債)を起こすことができる期間が延長され、合併市町村のうち被害を受けていない自治体については、借入可能年度が「10年度」から「15年度」に改正されました。 以上のことを踏まえ、後期基本計画の戦略的位置づけを整理するとともに、後期基本計画の策定に当たっては、市政を取り巻く情勢のほか、以下の3つの視点を踏まえました。 (略)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
18	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりとくらし	13	3 これからの津市のまちづくりとくらし (略) 第2章において、今回総合計画の基本構想に掲げる5つのまちづくりの目標として、これからの取組について示していますが、合併後7年を経過した現状や前期基本計画策定以降の新たな課題に迅速かつ的確に対応すべく、これまで取り組んできた施策や今後予想される社会情勢を踏まえるならば、次のとおり、市民の「命を守る」、「心をつなぐ」、「くらしを創る」の3つの柱に集約した市政の展開がより課題を明確にしたものとなります。	12	3 これからの津市のまちづくりとくらし (略) 第2章において、今回総合計画の基本構想に掲げる5つのまちづくりの目標として、これからの取組について整理していますが、合併後7年を経過した現状や前期基本計画策定以降の新たな課題に迅速かつ的確に対応すべく、これまで取り組んできた施策や今後予想される社会情勢を踏まえるならば、次のとおり、市民の「命を守る」、「心をつなぐ」、「くらしを創る」の3つの柱に集約した市政の展開がより課題を明確にしたものとなります。
19	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりとくらし (1)市民の命を守る	14	(1)市民の命を守る 東日本大震災では、強大な津波等による死者・行方不明者が1万8千人にも上り、これまでの地震に対する防災のあり方だけでなく、まちづくりのあり方も考え直さなければならなくなりました。 <u>海岸堤防や河川などのハード面の整備を引き続き進めるとともに、自主防災組織などのソフト面を含め、常に防災・減災を意識したまちづくりが必要で</u> す。 また、 <u>地域医療における医師不足や救急車が到着しても搬送先がなかなか見つからないことが全国的にも大きな問題</u> となっています。 これらは市民の命や財産に関わる重要な課題であることから、消防力の強化も含めた新たな防災・減災体制や救急医療体制、 <u>地域医療体制の整備</u> など市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。	13	(1)市民の命を守る 東日本大震災では、強大な津波等による死者・行方不明者が1万8千人にも上り、これまでの地震に対する防災のあり方だけでなく、まちづくりのあり方も考え直さなければならなくなりました。 また、救急車が到着しても搬送先がなかなか見つからないことが全国的にも大きな課題となっています。 これらは市民の命に関わる重要な課題であることから、消防力の強化も含めた新たな防災・減災体制や救急医療体制の整備など市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
20	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりとくらし (2)市民の心をつなぐ	14	(2)市民の心をつなぐ 我が国では、全国的な人口減少が進むとともに、若者が減少し高齢者が増加する人口構成になってきており、介護老人福祉施設等の整備や福祉サービスの充実だけではなく、若者と高齢者が支えあう環境づくりや障がい者(児)だけでなく誰にでもやさしく、参加しやすいまちづくりが求められています。 このほか多様化している地域課題にも対応できるよう、地域だけでなく世代を超えたコミュニティの構築や活性化を図るなど、市民の心がつながり、お互いを支えあいながらいきいきと生活できる環境づくりを進めます。	13	(2)市民の心をつなぐ 我が国では、全国的な人口減少が進むとともに、高齢者の増加に相反しそれを支える若者が減少しており、介護老人福祉施設等の整備や福祉サービスの充実だけではなく、若者と高齢者が支えあう環境づくりや障がい者(児)だけでなく誰にでもやさしく、参加しやすいまちづくりが求められています。 このほか多様化している地域課題にも対応できるよう、地域だけでなく世代を超えたコミュニティの構築や活性化を図るなど、市民の心がつながり、お互いを支えあいながらいきいきと生活できる環境づくりを進めます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
21	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりと暮らし (3)市民のくらしを創る	14	(3)市民のくらしを創る 市民や地域の生活を支える基盤として、現在取り組んでいる(仮称)津市産業・スポーツセンター、新斎場、新最終処分場・リサイクルセンターの整備、名松線の全線復旧、道路交通網や上下水道などの施設整備は、着実なる推進が求められており、また、市内経済の活性化や地域の経済基盤の維持のための企業誘致の促進や起業家の育成、農業従事者の意欲低迷の原因にも掲げられる獣害への対策、人口減少対策としての子育て・子育ての環境整備も必要です。 さらに、本市が出資する第三セクターの中には、経営のあり方を見直さなければならない状況も明らかになっており、第三セクターとの関わり方や第三セクターが抱える施設のあり方が問われています。 これらのことを踏まえ、市民のくらしを支える施設整備や経済対策などを推進し、しっかりとした市民の生活基盤づくりを進めます。 そして、これらの課題にしっかりと対応していくために、市民との対話と連携を市政運営の基本とし、「 <u>風格ある京都・津市</u> 」の創造に向け、高い自治意識を持つ市民に信頼される基礎自治体をめざします。	13	(3)市民のくらしを創る 現在取り組んでいる屋内総合スポーツ施設、新斎場、新最終処分場・リサイクルセンターの整備、名松線の全線復旧、道路交通網や上・下水道などの施設整備は、市民や地域の生活を支える基盤として着実なる整備の推進が求められています。 また、市内経済の活性化に向けた企業誘致の促進や起業家の育成、農業従事者の意欲低迷の原因にも掲げられる獣害への対策、人口減少対策としての子育て・子育ての環境整備も必要です。 さらに、本市が出資する第三セクターの中には、経営のあり方を見直さなければならない状況も明らかになっており、第三セクターとの関わり方や第三セクターが抱える施設のあり方が問われています。 これらのことを踏まえ、市民のくらしを支える施設整備や経済対策などを推進し、しっかりとした市民の生活基盤づくりを進めます。
22	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた	14	4 地域が望む将来のすがた 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです(平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載)。	14	4 地域が望む将来のすがた 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
23	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方	第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像(津地区地域審議会からの意見)	16	<p>●津地域が望む将来像(津地区地域審議会からの意見)(略)</p> <p>これら残された課題の解決は、行政だけで成し得るものではなく、地域力そして住民の力を最大限に活用していくことが必要不可欠です。前述したとおり、幸いなことに当地域は高い自治意識のもと、地域が一体となって、まちづくりを進めており、地域コミュニティの意識が高い地域でもあります。</p> <p><u>しかし、地域においてコミュニティ活動に取り組む拠点となる施設が不足していることから、活動をより活性化させるためには、拠点づくりや取組に対する一層の支援が必要です。</u></p> <p>これからも、津市の中心地域として主導的役割を果たしていくため、当地域の住民自らがさまざまな課題に主体的に取り組むとともに、大学等の高等教育機関が集積した知の拠点としての特性、また、歴史的、文化的資源を活かした魅力あるまちづくりを進め、さらに、産業の活性化による雇用の創出を図り、子どもから高齢者まで多くの人が集い、移り住み、安心して暮らせる地域づくりをめざします。</p>	15	<p>●津地域が望む将来像(津地区地域審議会からの意見)(略)</p> <p>これら残された課題の解決は、行政だけで成し得るものではなく、地域力そして住民の力を最大限に活用していくことが必要不可欠です。前述したとおり、幸いなことに当地域は高い自治意識のもと、地域が一体となって、まちづくりを進めており、地域コミュニティの意識が高い地域でもあります。</p> <p>これからも、津市の中心地域として主導的役割を果たしていくため、当地域の住民自らがさまざまな課題に主体的に取り組むとともに、大学等の高等教育機関が集積した知の拠点としての特性、また、歴史的、文化的資源を活かした魅力あるまちづくりを進め、さらに、産業の活性化による雇用の創出を図り、子どもから高齢者まで多くの人が集い、移り住み、安心して暮らせる地域づくりをめざします。</p>
24	第2章 目標別計画		31	施策体系図、重点プログラム体系図の後に、後期基本計画における目標別計画等と重点プログラムの関係を解説した図を追加		(記述なし)
25	第2章 目標別計画		32	第2章 目標別計画の前に、各項目解説文を追加		(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
26	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-1 循環型社会の形成	第2項 廃棄物等の適正な処理 【現状と課題】	35	【現状と課題】 ○現在の最終処分場である白銀環境清掃センターの埋立期間を踏まえ、新最終処分場及びリサイクルセンターの建設を推進する必要があります。また、 <u>ごみ焼却施設の運転コストや使用期間を考慮した計画的な施設整備が必要です。</u>	32	【現状と課題】 ○現在の最終処分場である白銀環境清掃センターの埋立期間を踏まえ、新最終処分場及びリサイクルセンターの建設を推進する必要があります。
27	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-1 循環型社会の形成	第2項 廃棄物等の適正な処理 (2)ごみ処理施設等の整備推進 ④ごみ焼却施設の計画的な整備	37	※施策内容を追加 ④ごみ焼却施設の計画的な整備 ・ <u>ごみ焼却施設の延命化(長寿命化)を図りつつ、施設の統廃合を含め、熱回収機能を備えた施設建設に向けた取組を進めます。</u>	33	(記述なし)
28	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-1 循環型社会の形成	第3項 環境への負荷の少ない社会の形成 (1)環境負荷の少ないエネルギー施策の推進 ①再生可能エネルギーの創出推進	39	①再生可能エネルギーの創出推進 ・ <u>地域の自然環境や社会経済特性を活かした小水力やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入を支援します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	36	①再生可能エネルギーの創出推進 ・ <u>地域の自然環境や社会経済特性を活かし、汚泥などを用いたバイオマス発電などの再生可能エネルギーの創出を支援します。</u>
29	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-1 循環型社会の形成	第4項 環境共生社会の実現に向けた活動推進 (3)環境学習・環境教育の推進 ②環境学習推進施設の整備推進	41	②環境学習推進施設の整備推進 ・ <u>環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進し、市民の意見を反映した学習内容を実施します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	38	②環境学習推進施設の整備推進 ・ <u>環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進します。</u>

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
30	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造	第1項 多様な自然環境の保全 (1)森林の保全と活用 ①森林の保全と整備	43	①森林の保全と整備 ・里山を含めた森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	40	①森林の保全と整備 ・計画的な森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
31	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造	第1項 多様な自然環境の保全 (1)森林の保全と活用 ①森林の保全と整備	43	①森林の保全と整備 ・国・県の森林・林業施策を活用し、計画的な間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。	40	①森林の保全と整備 ・国・県の森林・林業施策を活用し、間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。
32	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造	第1項 多様な自然環境の保全 (2)親水空間の形成	43	(2)親水空間の形成 ・自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する河川・海岸清掃活動等を支援します。	40	(2)親水空間の形成 ・自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する海岸清掃活動等を支援します。
33	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-3 快適な生活空間の形成	第1項 住環境の整備 【現状と課題】	47	【現状と課題】 ○住宅ストックを有効活用するためには、耐震診断の受診や支援制度の活用や促進を含め、耐震改修、バリアフリー改修などを啓発する必要があります。	44	【現状と課題】 ○住宅ストックを有効活用するためには、耐震診断の受診の促進を図ることや、耐震改修、バリアフリー改修などを啓発する必要があります。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
34	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-3 快適な生活空間の形成	第1項 住環境の整備 (2)定住の促進 ①定住促進への取組	49	※施策内容を追加 ①定住促進への取組 ・就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	46	(記述なし)
35	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-4 生活基盤の整備	第1項 上水道・簡易水道の整備 (1)安全で安心した給水の確保 ③効率的で災害に強い水道の確立	56	③効率的で災害に強い水道の確立 ・東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	53	③効率的で災害に強い水道の確立 ・東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び管路の耐震化や被災直後の応急復旧など、災害対策を強化します。
36	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-4 生活基盤の整備	第1項 上水道・簡易水道の整備 (1)安全で安心した給水の確保 ③効率的で災害に強い水道の確立	56	※施策内容を追加 ③効率的で災害に強い水道の確立 ・被災直後において、迅速な給水対応を行いながら、応急復旧を実施するなど、災害対策を強化します。	53	(記述なし)
37	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-4 生活基盤の整備	第2項 生活排水対策の推進 【現状と課題】	57	【現状と課題】 ○公共下水道については、平成23年度末で下水道普及率43.6%、下水道整備面積3,226.1haで、着実に事業を進めています。下水道普及率は、全国的にみると低い位置にあり、さらなる整備の推進を図ることが必要です。	54	【現状と課題】 ○公共下水道については、平成23年度末で下水道普及率43.6%、下水道整備面積3,226.1haで、順調に事業を進めています。下水道普及率は、全国的にみると低い位置にあり、さらなる整備の推進を図ることが必要です。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
38	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-4 生活基盤の整備	第2項 生活排水対策の推進 (2)生活排水施設の維持管理 ①下水道施設の維持管理	58	①下水道施設の維持管理 ・下水道長寿命化計画に基づき、国の有効な財源を活用しながら、処理場、管渠等の施設の予防保全的な維持修繕を推進します。	55	①下水道施設の維持管理 ・処理場、管渠等の施設の長寿命化対策を推進します。
39	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 【現状と課題】	66	【現状と課題】 ○迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、平成16年に三重県が発表した巨大地震(M8.7)の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、平成24年に三重県が発表した東日本大震災と同等規模の巨大地震(M9.0)の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促進していく必要があります。	61	【現状と課題】 ○迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、三重県が想定する巨大地震(M8.7)の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、三重県が想定する巨大地震(M9.0)の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促進していく必要があります。
40	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (1)災害対応力の強化 ①地域防災力の強化	68	①地域防災力の強化 ・災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」とともに、「自助」・「共助」が不可欠です。そして自分の身を自分の努力で守る、「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む、「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	63	①地域防災力の強化 ・災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」だけでは限界があり、自分の身を自分の力で守る「自助」とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む「共助」が必要不可欠です。そして「自助」「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
41	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (1)災害対応力の強化 ①地域防災力の強化	68	①地域防災力の強化 ・東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、平成24・25年度の災害対応力強化集中年間終了後も、 <u>不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進め、地震・津波や風水害等の災害に的確に対応していきます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	63	①地域防災力の強化 ・東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等も踏まえ、平成24・25年度の災害対応力強化集中年間終了後も、 <u>地震・津波や風水害等の災害に的確に対応するため、不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進めます。</u>
42	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ②津波避難協力ビル	69	②津波避難協力ビル ・津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	64	②津波避難協力ビル ・津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めるとともに、 <u>適当な避難施設がない地域においても、緊急的に一時避難できる場所の確保を図ります。</u>
43	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ③津波緊急避難場所	69	※施策内容を追加 ② 津波避難協力ビル (略) ③津波緊急避難場所 ・ <u>津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付け階段の整備及び改修を行います。</u> ④ 海拔・標高・誘導表示 (略) ※重点プログラムの記述も併せて修正	64	② 津波避難協力ビル (略) ③ 海拔・標高・誘導表示 (略)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
44	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ③津波緊急避難場所	69	※施策内容を追加 ② 津波避難協力ビル (略) ③津波緊急避難場所 ・津波からの避難に活用ができる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時に津波避難が可能となる高台公園等による公共施設の整備を検討します。 ④ 海拔・標高・誘導表示 (略) ※重点プログラムの記述も併せて修正	64	② 津波避難協力ビル (略) ③ 海拔・標高・誘導表示 (略)
45	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ④海拔・標高・誘導表示	69	④ 海拔・標高・誘導表示 ・津波時の迅速な避難の目安となるよう、避難所、一時避難場所の看板及びカーブミラーや電柱に海拔表示の設置を進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	64	③ 海拔・標高・誘導表示 ・津波時の迅速な避難の目安となるよう、避難所、一時避難場所の看板及び市道上のカーブミラーや電柱に海拔表示の設置を進めます。
46	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ④海拔・標高・誘導表示	69	※施策内容を追加 ④海拔・標高・誘導表示 ・市民が安全な場所に速やかに避難できるよう、避難所、一時避難場所及び避難経路を広く周知します。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	64	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
47	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (3)情報収集・伝達体制の強化 ②情報収集・発信体制の強化	70	②情報収集・発信体制の強化 ・災害時における地域等からの情報も含めた災害対策本部各部と各支部の情報収集・連絡体制の強化を図るとともに、 <u>迅速かつ的確な情報を発信する体制を強化します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	65	② 情報発信体制の強化 (記述なし)
48	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (3)情報収集・伝達体制の強化 ②情報収集・発信体制の強化	70	②情報収集・発信体制の強化 ・ <u>広域的な支援や的確な災害対応につながるよう、国、県、防災関係機関等との密接な連携のもと、迅速な情報等の収集・共有を図ります。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	65	② 情報発信体制の強化 (記述なし)
49	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (4)避難体制の強化 ①避難所・福祉避難所の拡充	70	①避難所・福祉避難所の拡充 ・津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所は開設しないこととしており、 <u>沿岸部からの多数の避難者を受け入れるための避難所数を拡充します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	65	①避難所・福祉避難所の拡充 ・津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所を開設しないことに加え、沿岸部が津波に襲われることによる多数の避難者の発生に備えるため、不足する避難所等の配置に係る見直しを行います。
50	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (4)避難体制の強化 ⑤避難所の開設・運営体制の充実	71	※施策内容を追加 ⑤避難所の開設・運営体制の充実 ・ <u>避難所運営委員会の設立に当たっては、女性や各世代の多様な意見を反映できる体制となるよう努めます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	66	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
51	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (7)自主防災力の強化 ①組織強化	73	※施策内容を追加 ①組織強化 ・ <u>女性や各世代の多様な意見を活動に反映させるため、活動への参画を促進します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	68	(記述なし)
52	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (8)予防力の強化 ①建築物の耐震化	74	①建築物の耐震化 ・住宅の耐震化については、 <u>大規模地震からの被害を軽減する有効な方策であることから、木造住宅の耐震化が図れるよう、国と同様に、平成27年度末までに耐震化率90%を本市の目標値としています。</u> その達成に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練等を通じて市民の意識啓発を強く推進するとともに、無料相談会や訪問啓発事業を実施し、木造住宅無料耐震診断、耐震補強計画事業、補強事業、耐震シェルター設置事業などの支援制度の利用促進を図ります。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	68	①建築物の耐震化 ・住宅の耐震化については、国と同様に、平成27年度末までに耐震化率90%を本市の目標値としており、その達成に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練等を通じて市民の意識啓発を推進するとともに、無料相談会や訪問啓発事業を実施し、木造住宅無料耐震診断、耐震補強計画事業、補強事業、耐震シェルター設置事業などの支援制度の利用促進を図ります。
53	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (8)予防力の強化 ①建築物の耐震化	74	①建築物の耐震化 ・ <u>家具等転倒防止対策については、身近で取り組みやすい地震対策であることから、支援制度の充実を図りながら、その取組に係る周知・啓発を徹底します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	68	①建築物の耐震化 ・身近な地震対策である家具等転倒防止についても支援制度の充実を図りながら、取組を促進します。
54	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第1項 終わりなき防災施策の強化 (8)予防力の強化 ②防災意識の啓発	74	※施策内容を追加 ②防災意識の啓発 ・ <u>企業等における防災対策の取組を促進するため、防災研修会等の機会を通じ、周知啓発に努めます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	69	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
55	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第2項 災害に強いまちづくりの推進 (2)治水対策の推進 ①津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進	76	①津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進 ・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の <u>早期完成に向け、強く働きかけます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	71	①津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進 ・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の整備を促進します。
56	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第2項 災害に強いまちづくりの推進 (2)治水対策の推進 ②海岸堤防の整備促進	76	②海岸堤防の整備促進 ・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化に向け、強く働きかけます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	71	②海岸堤防の整備促進 ・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化を促進します。
57	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第2項 災害に強いまちづくりの推進 (2)治水対策の推進 ③主要河川の整備及び維持管理の推進	76	③主要河川の整備及び維持管理の推進 ・県管理の相川水系(相川・天神川)、安濃川水系(安濃川・穴倉川・美濃屋川)、岩田川水系(岩田川・三泗川)、志登茂川水系(志登茂川・横川)、 <u>田中川水系(田中川)、中ノ川水系(中ノ川)</u> などの二級河川の河川整備の進捗及び適切な維持管理を促進します。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	71	③主要河川の整備及び維持管理の推進 ・県管理の相川水系(相川・天神川)、安濃川水系(安濃川・美濃屋川)、岩田川水系(岩田川・三泗川)、志登茂川水系(志登茂川・横川)などの二級河川の河川整備の進捗及び適切な維持管理を促進します。
58	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第2項 災害に強いまちづくりの推進 (2)治水対策の推進 ③主要河川の整備及び維持管理の促進	76	※施策内容を追加 ③主要河川の整備及び維持管理の促進 ・津波被害が想定されている区域内においては、 <u>津波の遡上も考慮に入れた河川改修について、海岸整備事業と併せた一体的な整備の早期事業化を促進します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	71	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
59	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第3項 消防力の充実 【現状と課題】	78	【現状と課題】 ○救急要請は、増加の一途をたどっており、救命措置についても年々高度化しています。このため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の増員など、救急体制の充実を図っています。一方、通報から現場到着や病院到着に要する時間、いわゆるレスポンスタイムが長くなっている傾向にあり、適切な搬送及び円滑な受入体制の構築が課題となっています。	73	【現状と課題】 ○救急要請は、増加の一途をたどっており、救命措置についても年々高度化しています。このため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の増員など、救急体制の充実を図っています。一方、通報から現場到着や病院到着に要する時間、いわゆるレスポンスタイムが長くなっている傾向にあり、時間短縮や円滑な受入体制の構築が課題となっています。
60	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第3項 消防力の充実 【現状と課題】	78	※内容を追加 【現状と課題】 ○救命率の向上には、現場に居合わせた人による応急手当が重要であり、市民への応急手当の知識と技術を普及する必要があります。	73	(記述なし)
61	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進	第3項 消防力の充実 (2)救急体制の充実 ③市民への応急手当の普及	80	※施策内容を追加 ③ 市民への応急手当の普及 ・救急現場においては、早期の適切な応急手当が重要であることから、市民への応急手当の知識と技術の普及に向け、引き続き救命講習等を推進します。	74	(記述なし)
62	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	第1項 健康づくりの推進 (4)地域保健対策の推進 ①地域保健体制の構築	89	①地域保健体制の構築 ・保健、医療、教育機関や地域の団体など各関係団体と健康課題を共有し、お互いの役割を認め合いながら、協働して健康づくりの取組を進めます。	84	①地域保健体制の構築 ・各種団体と連携した取組を進めます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
63	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	第2項 地域医療の推進 【現状と課題】	91	※内容を追加 【現状と課題】 ○死亡者数は年々増加し、平成42年の予測死亡者数は現在の1.4倍程度になると見込まれ、高齢者が終末期を病院で過ごすことが困難な場合が予測されることから、在宅医療の体制づくりが課題となっています。	86	(記述なし)
64	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	第2項 地域医療の推進 (1)地域医療環境の充実 ①地域医療推進体制の強化	92	第2項 地域医療の推進 (1)地域医療環境の充実 ①地域医療推進体制の強化 ・地域住民が必要とする疾病予防や疾病治療などの医療(地域医療)が切れ目なく提供される環境を充実するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携のもと、総合的に地域医療を推進します。 ②かかりつけ医等の普及(略) ③在宅医療体制の充実(略) ④地域医療学講座への支援及び講座を踏まえた取組の推進(略) (2)救急医療体制の整備 ①総合的な救急医療体制の構築(略) ②救急医療体制の構築に向けた啓発活動の推進(略)	87	第2項 地域医療体制の充実 (1)救急医療体制の整備 ①総合的な救急医療体制の構築(略) ②救急医療体制の構築に向けた啓発活動の推進(略) (2)日常的な医療環境の充実 ①かかりつけ医等の普及(略) ②在宅医療体制の充実(略) ③地域医療体制の確立(略)
65	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	第2項 地域医療体制の充実 (1)地域医療環境の充実 ④地域医療学講座への支援及び講座を踏まえた取組の推進	92	④地域医療学講座への支援及び講座を踏まえた取組の推進 ・三重大学、三重県及び県立一志病院等との連携のもと、地域医療における医療体制の調査、研究をはじめ、救急医療の方策の研究などを支援し、研究結果を踏まえた取組を進めます。	88	③地域医療体制の確立 ・三重大学、三重県及び県立一志病院等との連携のもと、医師が同病院等において地域医療における医療体制の調査、研究をはじめ、救急医療の方策の研究などを通じて、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域医療の体制の確立に取り組みます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
66	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	第2項 地域医療体制の充実 (2)救急医療体制の整備 ①総合的な救急医療体制の構築	92	①総合的な救急医療体制の構築 ・成人等を対象とした休日・夜間応急診療所の機能を充実した上で、恒久施設として整備するなど、初期救急医療体制の整備を進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	87	①総合的な救急医療体制の構築 ・成人等を対象とした休日・夜間応急診療所の機能充実など、初期救急医療体制の整備を進めます。
67	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第1項 地域福祉の充実 【現状と課題】	94	【現状と課題】 ○地域福祉の充実を図るためには、地域特性に応じた福祉活動が住民の手によって自主的に行えるよう、 <u>地域福祉活動団体との情報共有や支援を通じ、支えあい体制づくりの構築など地域における福祉活動の基盤づくりを推進していく必要があります。</u>	89	【現状と課題】 ○地域福祉の充実を図るためには、地域特性に応じた福祉活動が住民の手によって自主的に行えるよう、情報の共有や活動団体への支援、支えあい体制づくりの構築など地域における福祉活動の基盤づくりを推進していく必要があります。
68	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第1項 地域福祉の充実 (5) 地域における福祉活動の基盤づくり ②福祉活動団体への支援	96	②福祉活動団体への支援 ・地域特性に応じた福祉活動を住民の手によって行う地区社会福祉協議会やボランティア団体などの福祉活動団体と連携を図るとともに、津市社会福祉協議会を通じて支援します。	91	②福祉活動団体への支援 ・地域特性に応じた福祉活動を住民の手によって行う地区社会福祉協議会やボランティア団体について、津市社会福祉協議会を通じて支援します。
69	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第2項 高齢者福祉の充実 【現状と課題】	97	※内容を追加 【現状と課題】 ○高齢者人口の増加とともに、 <u>認知症高齢者が増加することが予測されています。認知症の対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症高齢者や家族への支援等を通して、医療と介護の連携をはじめ、地域や職域等様々な関係機関と連携・協力による総合的かつ継続的な支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。</u>	92	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
70	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第2項 高齢者福祉の充実 (3)高齢者の生きがいつくり・生活支援の充実	99	※施策内容を追加 (3)高齢者の生きがいつくり・生活支援の充実 ・ <u>地域でのふれあいを通じて、誰もが安心して、健康で、生きがいをもって暮らしていける地域づくりをめざして、地域で暮らす高齢者や子育て中の親子、障がい者等を対象に、世代を超えた交流の場づくりを促進します。</u>	93	(記述なし)
71	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第2項 高齢者福祉の充実 (3)高齢者の生きがいつくり・生活支援の充実	99	※施策内容を追加 (3)高齢者の生きがいつくり・生活支援の充実 ・ <u>高齢者の豊かな経験や技能を活用し、就業機会や受注業務の拡大を図り、働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献できるよう、シルバー人材センターの機能充実に向け支援を行います。</u>	93	(記述なし)
72	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第2項 高齢者福祉の充実 (5)介護保険サービス等の充実 ②介護保険制度の適正運用	100	②介護保険制度の適正運用 ・ <u>要介護認定については、さらなる認定調査の公平・公正性の確保のため、認定調査を委託している津市社会福祉協議会との情報共有の強化及び認定調査員に対する研修の充実による資質の向上に努めるとともに、認定審査会委員に対しても、意見交換や情報交換の強化及び研修の充実に取り組みます。</u>	95	②介護保険制度の適正運用 ・ <u>要介護認定については、認定調査の公平・公正性の確保のため認定調査員に対し指導や研修を行います。また認定審査会委員に対しては研修をはじめ、意見交換や情報交換の強化にも取り組みます。</u>
73	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第4項 子育て・子育て支援の推進 (3)保育内容・保育環境の充実 ②津市独自のこども園の設置	106	②津市独自のこども園の設置 ・ <u>小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	101	②津市独自のこども園の設置 ・ <u>質の高い幼児教育・保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。</u>

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
74	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成	第5項 一人親家庭に対する福祉の充実 (1)子育て・生活環境の整備 ①支援策及び情報提供の充実	108	①支援策及び情報提供の充実 ・一人親家庭への各種支援サービスを掲載した「一人親家庭のしおり」の内容や情報提供の充実を進めることで、 <u>各種支援サービスの利用を促進します。</u>	103	①支援策及び情報提供の充実 ・一人親家庭への各種支援策を掲載した「一人親家庭のしおり」の配布等による各種情報の提供など支援策の周知に取り組み、施策の有効活用を促進します。
75	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第1項 幼児教育 (2)教育環境の整備 ①津市独自のこども園の設置	116	①津市独自のこども園の設置 ・ <u>小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。(再掲)</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	110	①津市独自のこども園の設置 ・質の高い幼児教育・保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。 (再掲)
76	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (1)信頼される学校づくりの推進 ①地域と共にある学校づくりの推進	119	①地域と共にある学校づくりの推進 ・ <u>さまざまな学習活動のなかで、地域の専門家やボランティアなどの人材を活用したり、地域活動や行事に参加するなど、各学校で地域連携を軸にした仕組みを作り、実践します。</u>	113	①地域と共にある学校づくりの推進 ・各学校の特色を活かし、生きる力を育むための多様な体験活動等の機会を充実します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
77	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (1)信頼される学校づくりの推進 ②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進	119	②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進 ・各学校の運営状況や課題を保護者や地域の方々と共有し、意見を学校運営の改善に反映するため、学校関係者評価委員会による外部評価の実施を推進します。	113	②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進 ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や学校評価活動を効果的に運用し、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映します。 ・保護者・地域の方々が教育活動を支援したり、学校運営に参画したりする取組を促進します。
78	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (1)信頼される学校づくりの推進 ②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進	119	②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進 ・保護者や地域のニーズを的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となった教育を実現するため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)といった、保護者や地域住民が学校運営に参画できる取組を推進します。	113	
79	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (1)信頼される学校づくりの推進 ②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進	119	※施策内容を追加 ②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進 ・保護者や地域住民が学校の取組や子どもの様子を知ることができるよう、学校のホームページや学校便りなどを通した情報発信を推進します。	113	(記述なし)
80	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ①確かな学力の向上をめざす教育の推進	119	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・子どもたちの「育ち」や「学び」を一体的に捉え、9年間を見通した小中一貫教育を推進することで、小中学校教員の協働による教育内容の充実や学習環境の改善などを通じ、学力の向上及びいきいきと活動できる学校環境の創造をめざします。	113	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・子どもの学びの連続性を確保するために小中一貫教育を推進するとともに、高等学校、大学との連携を推進します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
81	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ①確かな学力の向上をめざす教育の推進	119	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・ <u>外国語指導助手(ALT)や地域の人材の活用により、英語を使う機会の拡充を通じて外国語で積極的にコミュニケーションを図る態度及び能力を身につけます。</u>	113	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・外国語活動及び英語教育を充実します。
82	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ①確かな学力の向上をめざす教育の推進	119	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・ <u>教職員の資質や指導力の向上をめざし、今日的な教育課題に応じた内容を中心に教職員研修会を企画・運営します。</u>	113	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・各校の研究授業の充実を図るとともに、その成果を実践へと還元します。 ・教職員研修の内容を精選し充実します。
83	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ①確かな学力の向上をめざす教育の推進	120	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・ <u>高等学校、大学等と連携し、外部講師による出前授業や学生の支援により幅広い教育活動を図るとともに、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力や職業観を形成できる教育活動を展開します。</u>	113	①確かな学力の向上をめざす教育の推進 ・子どもの学びの連続性を確保するために小中一貫教育を推進するとともに、高等学校、大学との連携を推進します。
84	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実	120	②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実 ・ <u>スクールカウンセラー及びスマイルハートサポーター(相談員)の配置に加え、青少年センターの相談員の派遣を増員するなど、いじめや不登校をはじめとした悩みをもつ児童生徒への相談体制を充実するとともに、学校全体で問題行動等の早期発見・早期対応を図ります。</u>	113	②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実 ・いじめや不登校をはじめ、児童生徒が抱える悩みなどに対しきめ細かい対応ができるよう、必要なスタッフを効果的に配置します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
85	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実	120	※施策内容を追加 ②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実 ・公民館・資料館及び関係団体等と連携し、地域の伝統行事や文化について体験的に学ぶ活動に積極的に取り組みます。	113	(記述なし)
86	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ④特別支援教育の充実	120	④特別支援教育の充実 ・教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個別の支援計画・指導計画を作成し、特別支援コーディネーターを中心に適切な指導と支援を行えるよう特別支援教育支援員を配置します。	114	④特別支援教育の充実 ・教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個別の支援計画・指導計画を作成し、特別支援コーディネーターを中心に適切な指導と支援を行います。
87	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ⑤外国人児童生徒教育の充実	120	⑤外国人児童生徒教育の充実 ・日本語による授業にできるだけ早く参加できるように、日本語指導の必要な外国人児童生徒の日本語能力を判定し、全教職員で日本語指導に取り組みます。	114	⑤外国人児童生徒教育の充実 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒在籍校に巡回担当員を派遣し、日本語学習を支援します。
88	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ⑤外国人児童生徒教育の充実	120	⑤外国人児童生徒教育の充実 ・初期適応指導において母語支援を必要とする児童生徒の在籍する学校に、巡回担当員や母語支援協力員を派遣します。		

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
89	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ⑤外国人児童生徒教育の充実	120	⑤外国人児童生徒教育の充実 ・外国人児童生徒が将来の進路を見据えて学習に取り組めるよう、 <u>高校進学ガイダンスを実施するとともに各学校での進路指導を充実します。</u>	114	⑤外国人児童生徒教育の充実 ・日本語指導を充実するとともに、就学・進学ガイダンスを開催します。
90	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進	第2項 学校教育 (2)教育内容の充実 ⑤外国人児童生徒教育の充実	120	⑤外国人児童生徒教育の充実 ・ <u>不就学の子どもを生まないため、外国人児童や保護者等を対象に、就学ガイダンスを開催し、日本の教育システムについて理解を図ります。</u>		
91	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-3 生涯学習スポーツ社会の実現	第1項 生涯学習の推進 (3)学習施設の整備・充実	125	(3)学習施設の整備・充実 ・生涯学習活動の場として、社会教育施設だけでなく、さまざまな公共施設等を効果的に活用できるよう <u>地域住民のニーズ等も踏まえ、利用方法や運営方法を検討します。</u>	119	(3)学習施設の整備・充実 ・生涯学習活動の場として、社会教育施設だけでなく、さまざまな公共施設等を効果的に活用できるよう利用方法や運営方法を検討します。
92	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-3 生涯学習スポーツ社会の実現	第2項 スポーツの振興 (4)スポーツ・レクリエーション活動機会の充実	127	(4)スポーツ・レクリエーション活動機会の充実 ・津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル等のスポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。	121	(4)スポーツ・レクリエーション活動機会の充実 ・「津シティマラソン大会」や「津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」等のスポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。
93	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-3 生涯学習スポーツ社会の実現	第2項 スポーツの振興 (4)スポーツ・レクリエーション活動機会の充実	127	(4)スポーツ・レクリエーション活動機会の充実 ・津シティマラソン大会について、 <u>新たなコース設定などにより多くの人が参加できる手法や仕組みづくりを進めます。</u>		

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
94	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-3 生涯学習スポーツ社会の実現	第2項 スポーツの振興 (5)スポーツ施設の管理・整備 ②スポーツ施設の整備	128	②スポーツ施設の整備 ・安濃中央総合公園内の多目的グラウンドについては、 <u>サッカー場などとしての活用を目的とした整備を進めます。</u>	122	②スポーツ施設の整備 ・安濃中央総合公園内の多目的グラウンドについては、人工芝化を行うことでサッカー場などとしての活用を図ります。
95	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-3 生涯学習スポーツ社会の実現	第3項 青少年の健全育成 (2)放課後児童クラブの充実	130	(2)放課後児童クラブの充実 ・子どもが <u>安全で安心して学ぶことができる居場所づくりを地域や社会が一体となって促進するため、「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブの施設整備等を推進</u> します。	124	(2)放課後児童クラブの充実 ・子どもが安心して学ぶことができる居場所づくりを促進するため、「放課後子どもプラン」に基づき放課後児童クラブの施設整備等を推進します。
96	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-4 文化の振興	第1項 文化、芸術活動の充実 (1)市民文化の振興 ①文化芸術の水準の向上	132	①文化芸術の水準の向上 ・ <u>多彩な文化芸術にふれる機会を多く提供するとともに、担い手の育成にも通じるよう文化振興事業の実施方法を改善</u> します。	126	①文化芸術の水準の向上 ・多彩な文化芸術にふれる機会を多く提供できるよう、文化振興事業の実施方法を改善します。
97	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-4 文化の振興	第1項 文化、芸術活動の充実 (1)市民文化の振興 ①文化芸術の水準の向上	132	①文化芸術の水準の向上 ・ <u>舞台芸術等に精通した文化関係者と協働し、また、若い世代の参画による事業を企画するなど、幅広く厚みがある質の高い文化振興事業の実施に取り組み</u> ます。	126	①文化芸術の水準の向上 ・舞台芸術等に精通した文化関係者と共同で事業を企画するなど、より質の高い文化振興事業の実施に取り組みます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
98	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第1項 総合的な産業振興の推進 (2) 企業立地の促進 ②積極的な企業誘致活動の展開	142	②積極的な企業誘致活動の展開 ・産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画については、その標高や地耐力による災害への強さ、幹線道路である中勢バイパスや国道165号などの整備状況と相まっての伊勢自動車道芸濃インターチェンジや久居インターチェンジへのアクセスの利便性、多様な企業ニーズに対応した支援制度などその優位性を積極的にPRし、企業立地を促進します。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	135	②積極的な企業誘致活動の展開 ・産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画について企業立地を促進します。
99	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第2項 農業の振興 (1) 農業経営の強化 ②農業経営の安定化促進	144	②農業経営の安定化促進 ・地域資源を活用した新事業の創出や地域の農産物の利用促進による儲かる農業の実現をめざし、6次産業化や本市の特徴ある農産物の情報発信等を通じたブランド化を推進します。	137	②農業経営の安定化促進 ・地域資源を活用した儲かる農業の実現をめざし、6次産業化やブランド化を推進します。
100	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第2項 農業の振興 (5) 獣害対策の推進 ①地域と連携した獣害対策の推進	146	①地域と連携した獣害対策の推進 ・有害鳥獣の個体数の適正な把握に努めるとともに、猟友会等との連携を強化し、個体数の削減による管理を推進します。また、防護柵の設置や、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	139	①地域と連携した獣害対策の推進 ・猟友会等との連携により、有害鳥獣の個体数の調整、防護柵の設置、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。
101	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第2項 農業の振興 (5) 獣害対策の推進 ①地域と連携した獣害対策の推進	146	①地域と連携した獣害対策の推進 ・先進的な技術の導入・普及や、このための本市独自の制度の創設等により獣害対策の高度化を推進します。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	139	①地域と連携した獣害対策の推進 ・先進的な技術の導入・普及により獣害対策の高度化を推進します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
102	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第2項 農業の振興 (5)獣害対策の推進 ①地域と連携した獣害対策の推進	146	①地域と連携した獣害対策の推進 ・捕獲した有害鳥獣の資源活用や焼却のための施設の整備についても、具体化に向けた取組を進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	139	①地域と連携した獣害対策の推進 ・捕獲した有害鳥獣の資源活用等についても、具体化に向けた取組を進めます。
103	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第2項 農業の振興 (5)獣害対策の推進 ①地域と連携した獣害対策の推進	146	①地域と連携した獣害対策の推進 ・獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、これら獣害対策協議会の連携による広域的な取組を支援します。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	139	①地域と連携した獣害対策の推進 ・獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。
104	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第3項 林業の振興 【現状と課題】	147	【現状と課題】 ○林業の現状は、貿易自由化による厳しい木材価格の競争のなかに置かれるとともに、 <u>国産材の生産性の改善が進まず、採算性の悪化が続いています。このため、林業への取り組み意欲は減退し、森林管理が行われず、荒廃が進み、森林の持つ多面的な公益的機能が低下しています。</u>	140	【現状と課題】 ○林業における現状は、海外から低価格の建築資材が輸入され厳しい競争が強られる一方、国産材の生産コストが過大で採算性の悪化が続いています。このため、森林の荒廃が進み、多面的な公益的機能も低下しています。
105	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第3項 林業の振興 (2)森林保全と生産基盤の整備 ①森林の保全と整備	148	①森林の保全と整備 ・野生鳥獣による被害を減らすため、 <u>里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりを進めます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	141	①森林の保全と整備 ・野生鳥獣により、年々増加する苗木等への被害について、農地の保全と一体となった獣害対策を進めます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
106	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	155	①商店街の振興 ・ <u>中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	148	①商店街の振興 ・商店街事業等については、事業者の自主・自立的な活動を促進できるよう、支援内容を見直します。
107	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	155	①商店街の振興 ・ <u>中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	148	①商店街の振興 ・空き地・空き店舗対策の制度の見直しを含め、効果的な活用を実施します。
108	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	155	①商店街の振興 ・ <u>中心市街地においては、オープンディスカッションによる意見交換の継続的な実施とともに、商工会議所、まちづくり会社、地元企業、大学、商業者、地域住民等多様な立場の人の連携や人的資源の活用によるサポート体制の構築に努めます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	148	①商店街の振興 ・商工会議所、まちづくり会社、商業者、地域住民等が相互に連携し、個店及び商店街の魅力や付加価値を高める取組を促進します。
109	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	155	①商店街の振興 ・ <u>中心市街地においては、歴史・文化的資産や既存施設等の地域資源を有効に活用します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	148	①商店街の振興 ・歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化に資する事業を支援します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
110	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	155	①商店街の振興 ・ <u>各地域の商店街等における環境負荷の軽減や、高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	148	①商店街の振興 ・環境負荷の軽減や高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
111	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興	第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	155	①商店街の振興 ・ <u>各地域の商店街や商工会等において実施される意欲的な事業や活動についても、積極的に支援します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	148	①商店街の振興 ・商店街と地元企業、大学等が連携した日常的な誘客を図るための仕組づくりに取り組めるよう支援します。
112	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第1項 都市機能の整備 (1)都市づくりの推進 ③都市計画の見直し	161	※施策内容を追加 ③都市計画の見直し ・ <u>区域区分や地域地区の見直しについて、都市計画基礎調査等を活用し、人口構造の変化や社会経済情勢を見極めながら検討を進めます。</u>	154	(記述なし)
113	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第1項 都市機能の整備 (2)交流拠点の整備 ①都市核の整備	161	①都市核の整備 ・津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として、 <u>市民が出会い、交流し、集うことを通して、賑わいを創出する空間の形成に取り組めます。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	154	①都市核の整備 ・津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として市民が集まり賑わいを創出する空間の形成に取り組めます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
114	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第1項 都市機能の整備 (2)交流拠点の整備 ②副都市核の整備	162	②副都市核の整備 ・副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、賑わい創出と商業の活性化に資する取組も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	155	②副都市核の整備 ・副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、商業の振興も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。
115	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第1項 都市機能の整備 (2)交流拠点の整備 ③津なぎさまちの整備	162	③津なぎさまちの整備 ・津なぎさまちは、みなとを核としたまちづくりの促進をめざす「みなとオアシス」として国から認定を受けており、みなとオアシス認定港との連携による活性化に向けた取組など、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	155	③津なぎさまちの整備 ・高速船ターミナルの有効活用を図るなど、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。
116	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第2項 道路ネットワークの整備 (1)道路整備の計画的な推進 ② 都市計画道路の整備推進と見直し	165	② 都市計画道路の整備推進と見直し ・都市計画道路については、市民との合意形成のもと整備を推進します。また、長期未整備のものについては、三重県の方針と整合性を取りつつ、各都市計画道路に求められる機能・役割や道路整備の実現性を考慮し、見直しを実施します。	157	② 都市計画道路の見直し ・長期未整備の都市計画道路について、三重県の方針と整合性を取りつつ、道路整備の実現性を考慮しつつ、市民の合意形成を図りながら、必要性を整理します。
117	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第2項 道路ネットワークの整備 (2)体系的な道路網の整備 ②域内連携軸の強化	165	※施策内容を追加 ②域内連携軸の強化 ・広大な市域において、各地域が連携した活性化を図るため、 <u>県道津関線、県道久居停車場津線(跨線橋)、県道津芸濃大山田線(芸濃町雲林院)、県道上野鈴鹿線、県道太郎生伊勢八知停車場線(美杉町八知)、及び県道上浜高茶屋久居線の拡幅整備の早期事業化を促進します。</u>	157	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
118	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第2項 道路ネットワークの整備 (3)道路の適切な維持管理 ①道路・橋梁の維持修繕の強化	166	①道路・橋梁の維持修繕の強化 ・ <u>事後的な維持管理から、予防的かつ計画的な維持管理に転換を図り、道路及び橋梁の維持修繕の強化を図ります。</u>	158	①道路・橋りょうの修繕計画の策定 ・ <u>事後的保全から予防的保全への転換を図り、道路・橋などの既存ストックの長寿命化に向け、戦略的な維持・管理を計画的に進めます。</u>
119	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第2項 道路ネットワークの整備 (3)道路の適切な維持管理 ①道路・橋梁の維持修繕の強化	166	①道路・橋梁の維持修繕の強化 ・ <u>舗装維持管理計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国からの財源確保のもと、既存ストックの長寿命化を図ります。</u>	158	①道路・橋りょうの修繕計画の策定 ・ <u>交通への影響や危険度、費用対効果等を勘案し、必要度及び効果が高いものから優先的に推進します。</u>
120	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第2項 道路ネットワークの整備 (3)道路の適切な維持管理 ②道路・橋梁の計画的な維持・管理	166	②道路・橋梁の計画的な維持・管理 ・ <u>交通への影響や危険度、費用対効果等を勘案し、必要度及び効果が高いものから優先的に推進します。</u>	158	②道路・橋りょうの計画的な維持・管理 ・ <u>道路運用管理の徹底、道路舗装の補修、道路施設点検・補修事業など、道路・橋りょうの計画的かつ適切な維持・管理を実施します。</u>
121	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第2項 道路ネットワークの整備 (3)道路の適切な維持管理 ②道路・橋梁の計画的な維持・管理	166	②道路・橋梁の計画的な維持・管理 ・ <u>道路・橋梁について、道路運用管理の徹底を図るとともに、道路舗装の補修、道路施設の点検、老朽化の程度に応じた修繕や架け替えの検討など、計画的かつ適切な維持・管理を実施します。</u>	158	

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
122	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第3項 港湾・海岸の整備 (1) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進	168	(1) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進 ・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の早期完成に向け、強く働きかけます。	160	(1) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進 ・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の整備を促進します。
123	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第3項 港湾・海岸の整備 (2) 海岸堤防の整備促進	168	(2) 海岸堤防の整備促進 ・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化に向け、強く働きかけます。	160	(2) 海岸堤防の整備促進 ・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化を促進します。
124	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第4項 公共交通の充実 (1) コミュニティ交通システムの整備	170	※施策内容を追加 (1) コミュニティ交通システムの整備 ・コミュニティバスについて、PDCAサイクルによる事業評価と必要に応じた見直し改善を推進します。	162	(記述なし)
125	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第4項 公共交通の充実 (1) コミュニティ交通システムの整備	170	(1) コミュニティ交通システムの整備 ・交通空白地に対する住民主体型の新たなコミュニティ交通の制度化に向けた取組を推進します。また、利用者のニーズや地域ごとの特性を踏まえて、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスなどの連携を図り、市域全体を展望したより効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進します。	162	(1) コミュニティ交通システムの整備 ・地域ごとの特性を踏まえて、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスなどの連携を図り、より効率的で利便性の高い交通システムの整備を推進します。 ・利用者のニーズや地域の特性等を踏まえ、より効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
126	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-2 交流機能の向上	第4項 公共交通の充実 (4)海上交通の強化	171	(4)海上交通の強化 ・ <u>京都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るため、運航事業者や三重県、松阪市と連携してPR活動やサービスの向上に取り組めます。また、中部国際空港や愛知県の自治体と海上アクセスを利用した新たな交流を検討します。</u>	162	(4)海上交通の強化 ・ <u>京都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るため、運航事業者と連携してPR活動やサービスの向上に取り組めます。</u>
127	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-3 観光の振興	第1項 観光の振興 【現状と課題】	174	※内容を追加 【現状と課題】 <u>○県庁所在地である本市には、国・県の関係機関や企業の支社・支店が多く立地しており、観光目的だけでなくビジネスやコンベンションで訪れる人も多いことから、観光交流人口を増やす手法の一つとして、津市を訪れば、ビジネス以外の少しの滞在時間を利用して、観光資源や食などを楽しむことができるという情報発信を行うなど、本市の魅力を市内外にとどけるための取組が必要です。</u>	166	(記述なし)
128	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-3 観光の振興	第1項 観光の振興 (1)人々が行き交う津づくり ①観光交流人口の増加	175	※施策内容を追加 ① <u>観光交流人口の増加</u> ・ <u>催し物の誘致や、イベントへの取組、また観光地の魅力向上を通じて、観光交流人口の増加をめざします。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	167	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
129	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-3 観光の振興	第1項 観光の振興 (1)人々が行き交う津づくり ②コンベンションの誘致	175	②コンベンションの誘致 ・県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である(仮称)津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションをシティブロモーションと連携し積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	167	① コンベンションの誘致 ・県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である(仮称)津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションを積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。
130	第2章 目標別計画 4 活力のあるまちづくり 4-3 観光の振興	第1項 観光の振興 (2)来て楽しめる仕組みづくり ①見どころをめぐって楽しむ仕組みづくり	176	①見どころをめぐって楽しむ仕組みづくり ・各地域に点在する観光資源を活用し、まち歩きマップなどによる周遊コースの周知や移動手段の確保などで、徒歩あるいは自転車の利用により周遊できる仕組みづくりを推進します。	168	①見どころをめぐって楽しむ仕組みづくり ・各地域に点在する観光資源を活用し、まち歩きマップなどによる周遊コースの周知や移動手段の確保などで、徒歩により周遊できる仕組みづくりを推進します。
131	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-1 市民活動の促進	第3項 男女共同参画の推進 (1)あらゆる分野での推進 ③各施策と政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	192	(1)あらゆる分野での推進 ③各施策と政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 ・職員の意識の向上を図るとともに、各施策における男女共同参画の視点を踏まえた取組を強化します。	178	(1)あらゆる分野での意識啓発 ③職員の意識向上と男女共同参加の視点に立った職員の登用 ・職員の意識を向上させるとともに、男女共同参画の視点に立ち職員を登用します。
132	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-1 市民活動の促進	第3項 男女共同参画の推進 (1)あらゆる分野での推進 ③各施策と政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	192	(1)あらゆる分野での推進 ③各施策と政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 ・男女共同参画の視点に立ち委員や職員等を登用するなど、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進します。	178	(1)あらゆる分野での意識啓発 ③職員の意識向上と男女共同参加の視点に立った職員の登用 ・職員の意識を向上させるとともに、男女共同参画の視点に立ち職員を登用します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
133	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-1 市民活動の促進	第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (2)誰もが暮らしやすく、社会に参加しやすい環境の整備 ③参加しやすい環境の推進	194	※施策内容を追加 ③参加しやすい環境の推進 ・誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、大人や子ども、体の不自由な人、お年寄り、外国の人など誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを推進します。	180	(記述なし)
134	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第1項 市民との対話と連携の推進 【現状と課題】	195	※内容を追加 【現状と課題】 ○前期基本計画においては、自治基本条例の策定に向けての取組を進めてきましたが、策定に係る市民の機運の高まりは得られませんでした。	181	(記述なし)
135	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第1項 市民との対話と連携の推進 (3) 即答・即応し実現する市役所づくり	197	(3) 即答・即応し実現する市役所づくり ・受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行い、職員一人ひとりの能力向上を図ります。 ※重点プログラムの記述も併せて修正	183	(3) 即答・即応し実現する市役所づくり ・受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行います。
136	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第2項 総合支所と地域住民との協働 【現状と課題】	198	第2項 総合支所と地域住民との協働 ※重点プログラムの記述も併せて修正 ※内容を追加 【現状と課題】 ○合併後、行財政改革に取り組むなか、権限・財源・人員を本庁へ集約し、効率化、簡素化を進め、業務上は一定の効果を上げてきましたが、その反面、地域住民と総合支所との間に新たな距離感が生まれているとの指摘があります。	184	第2項 総合支所による地域住民との協働 【現状と課題】 (記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
137	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第2項 総合支所と地域住民との協働 (1)地域課題の解決に向けた機能強化	199	(1)地域課題の解決に向けた機能強化 ・ <u>地域住民の生活に密着した要望等に即答・即応するため、権限・財源・人員などの総合支所の機能を強化します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	185	・地域の課題解決に向けた総合支所の取組を強化し充実します。
138	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第2項 総合支所と地域住民との協働 (2)地域づくりの推進体制の強化	199	(2)地域づくりの推進体制の強化 ・ <u>地域に密着した政策立案の総合調整を行う地域政策会議を開催するなど、地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	185	(2)地域づくりの推進体制の強化 ・ <u>地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。</u>
139	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第2項 総合支所と地域住民との協働 (2)地域づくりの推進体制の強化	199	(2)地域づくりの推進体制の強化 ・ <u>地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援し、地域住民との協働体制を強化します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	185	(2)地域づくりの推進体制の強化 ・ <u>地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援します。</u>
140	第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進	第2項 総合支所と地域住民との協働 (2)地域づくりの推進体制の強化	199	※施策内容を追加 (2)地域づくりの推進体制の強化 ・ <u>地域の課題解決や地域づくりに向けた、地域住民間の対話の場や地域住民と総合支所との対話の場を創出します。</u> ※重点プログラムの記述も併せて修正	185	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
141	第3章 重点プログラム 1 まちづくり戦略プログラム	②自然の恵みの価値創造プログラム	205	※②自然の恵みの価値創造プログラムに「農業経営の強化と農地の保全活用」として項目を新たに加え、施策内容を追加する。 <u>農業経営の強化と農地の保全活用</u> (1) <u>農業経営基盤の強化</u> ・認定農業者等への農地の集積を進め、経営基盤の強化を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。	189	(記述なし)
142	第3章 重点プログラム 1 まちづくり戦略プログラム	②自然の恵みの価値創造プログラム	205	※②自然の恵みの価値創造プログラムに「農業経営の強化と農地の保全活用」として項目を新たに加え、施策内容を追加する。 <u>農業経営の強化と農地の保全活用</u> (1) <u>農業経営基盤の強化</u> ・中山間地域においては、収益性の高い農作物の研究と集落営農組織の設立を進めます。	189	(記述なし)
143	第3章 重点プログラム 1 まちづくり戦略プログラム	②自然の恵みの価値創造プログラム	205	※②自然の恵みの価値創造プログラムに「農業経営の強化と農地の保全活用」として項目を新たに加え、施策内容を追加する。 <u>農業経営の強化と農地の保全活用</u> (2) <u>農地の保全対策</u> ・地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。	189	(記述なし)
144	第3章 重点プログラム 1 まちづくり戦略プログラム	②自然の恵みの価値創造プログラム	205	※②自然の恵みの価値創造プログラムに「農業経営の強化と農地の保全活用」として項目を新たに加え、施策内容を追加する。 <u>農業経営の強化と農地の保全活用</u> (2) <u>農地の保全対策</u> ・耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。	189	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
145	第3章 重点プログラム 1 まちづくり戦略プログラム	②自然の恵みの価値創造プログラム	205	※②自然の恵みの価値創造プログラムに「農業経営の強化と農地の保全活用」として項目を新たに加え、施策内容を追加する。 <u>農業経営の強化と農地の保全活用</u> <u>(2) 農地の保全対策</u> <u>・農地・農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域ぐるみの取組を支援します。</u>	189	(記述なし)
146	第3章 重点プログラム 2 元気づくりプログラム	③若者定住プログラム	221	※③若者定住プログラムに「定住の促進」として項目を新たに加え、施策内容を追加する。 <u>定住の促進</u> <u>・就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組めます。</u>	204	(記述なし)
147	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	①東部エリア 拠点を活かした地域づくり (8)減災のまちづくり	228	※施策内容を追加 <u>(8)減災のまちづくり</u> <u>・津波からの避難に活用できる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時に津波避難が可能となる高台公園等による公共施設の整備を検討します。</u>	211	(記述なし)
148	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	①東部エリア 拠点を活かした地域づくり (9)歴史文化の賑わいの創出	229	<u>(9)歴史文化の賑わいの創出</u> <u>・一身田寺内町の環濠や町並みなどの地域の文化を感じさせる景観や谷川土清などの歴史的人物等を活用し、市民のまちづくりへの参加を進めることで、賑わいや訪れる人への思いやり、おもてなしを創出します。</u>	211	(9)歴史文化の賑わいの創出 ・一身田寺内町の環濠や町並みなど歴史的景観をはじめ、地域の文化を感じさせる景観や風情などの発掘・活用など、市民がまちづくりに参加できる体制づくりを進めることで、賑わいや訪れる人への思いやり、おもてなしを創出します。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
149	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	②北部エリア スポーツ・レクリエーション活動等の促進 (1)スポーツ・レクリエーション拠点の形成	231	(1)スポーツ・レクリエーション拠点の形成 ・ <u>安濃中央総合公園内多目的グラウンドのサッカー場としての活用や安濃テニスコートの活用の見直しを図り、広く市民が集まる快適な環境の整備を推進します。</u>	214	(1)スポーツ・レクリエーション拠点の形成 ・多目的グラウンドの人工芝化や安濃テニスコートを他種目へ転用することで、周辺の公園施設と共に、広く市民が集まる快適な環境の整備を推進します。
150	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	②北部エリア 地域資源を活かした活力の創造 (2)地域の連帯感に根ざした交流の促進	231	(2)地域の連帯感に根ざした交流の促進 ・伝統文化や風物など地域の特色を活かし、地域が主体となって行うイベントへの支援を通じて、世代間交流及び担い手の育成、 <u>人的資源のネットワークの拡大による地域コミュニティの活性化をめざすとともに、事業を広くPRし、地域を越えた交流を促進します。</u>	214	(2)地域の連帯感に根ざした交流の促進 ・伝統文化や風物など地域の特色を活かし、地域が主体となって行うイベントへの支援を通じて、世代間交流及び担い手の育成、人材の連携による地域コミュニティの活性化をめざすとともに、事業を広くPRし、地域を越えた交流を促進します。
151	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	③中部エリア 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ (1)温泉利用客への魅力アップ	233	(1)温泉利用客への魅力アップ ・ <u>榊原温泉、猪の倉温泉などの民間事業者の利用客拡大に向けた取組を支援します。</u>	216	(1)温泉利用客への魅力アップ ・榊原温泉、猪の倉温泉、とことめの里一志などのエリア内の温泉資源を有効に活用し、周囲の景観や物産、健康づくり等と組み合わせたイベントの企画や情報発信を通じ、温泉利用客の拡大に取り組みます。
152	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	③中部エリア 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ (1)温泉利用客への魅力アップ	233	(1)温泉利用客への魅力アップ ・ <u>とことめの里一志などの公共施設については、地域振興の拠点施設として周囲の景観や物産、健康づくり等と組み合わせたイベントの企画や情報発信を通じ集客を図り、適正な経営に取り組みます。</u>	216	(1)温泉利用客への魅力アップ ・榊原温泉、猪の倉温泉、とことめの里一志などのエリア内の温泉資源を有効に活用し、周囲の景観や物産、健康づくり等と組み合わせたイベントの企画や情報発信を通じ、温泉利用客の拡大に取り組みます。

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
153	第3章 重点プログラム 3 地域かがやきプログラム	③中部エリア 地域力の再興 (2)美しい河川環境づくり	234	(2)美しい河川環境づくり ・地域を貫く雲出川の桜並木、家城ラインなどの景勝や歴史的資源を保存する活動を通じて、美しい環境を保つとともに、地域力を再構築し、豊かな郷づくりをめざします。	217	(2)美しい河川環境づくり ・地域を貫く雲出川の桜並木などの景勝や歴史的資源を保存する活動を通じて、美しい環境を保つとともに、地域力を再構築し、豊かな郷づくりをめざします。
154	第4章 財政の見通し	第2項 財政の見通しの前提条件 1 歳入の見通し	237	1 歳入の見通し ・ <u>市民税や固定資産税等、人口見通しが影響する税目については、平成29年度の人口すう勢値である28万1千人の想定で算出するとともに、現時点で把握できる税制改正を反映し、税目ごとに試算しました。</u>	220	1 歳入の見通し ・市民税や固定資産税等に影響を与える本市の人口見通しについては、平成29年度のすう勢値を28万1千人と想定します。
155	第4章 財政の見通し	第2項 財政の見通しの前提条件 1 歳入の見通し	237	1 歳入の見通し ・ <u>地方交付税については、現時点における制度改正も含んだフレームに応じた額で算出するとともに、基準財政需要額については、合併算定替の終了に伴い、平成28年度から平成32年度の段階措置を反映し、平成33年度より一本算定になるとして算出しています。また、合併特例債や臨時財政対策債などの元利償還金における交付税措置を反映するとともに、社会保障・税の一体改革による消費税引き上げに伴う、地方交付税反映額についても考慮し、試算しました。</u>	220	1 歳入の見通し ・ <u>地方交付税については、地方財政計画等を踏まえて試算し、合併算定替えによる特例制度の期限終了に伴う減額、また合併特例債の借入の影響などについても反映しています。</u>
156	第4章 財政の見通し	第2項 財政の見通しの前提条件 1 歳入の見通し	237	※内容を追加 1 歳入の見通し ・ <u>市債のうち、臨時財政対策債については、現行制度が引き続き実施されるものとし算出するとともに、普通債については、歳出決算見込み額に連動し算出しました。また、合併特例債は、計画に基づく事業に新たに計画されるものについて、一定額を見込み試算しました。</u>	220	(記述なし)

No.	施策体系	施策の内容	ページ	修正後	ページ	修正前
157	第4章 財政の見直し	第2項 財政の見通しの前提条件 2 歳出の見直し	237	2 歳出の見直し ・義務的経費を含む経常的経費については、 <u>健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から、平成23年度決算の経常収支比率90.8%の抑制、改善をめざしていくものとして次のおり試算しました(経常収支比率:経常的な歳出に充当された一般財源を経常的な歳入一般財源で除したもので、この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化した状況となります)。</u>	220	2 歳出の見直し ・義務的経費を含む経常的経費については、職員数2,500人の達成後の人件費、物件費などは、引き続き行財政改革の取組を進め増加を抑えた現状維持とし、健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から、平成23年度決算の経常収支比率90.8%の抑制、改善をめざしていくものとします。(経常収支比率:経常的な歳出に充当された一般財源を経常的な歳入一般財源で除したもので、この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化した状況となります。)
158	第5章 計画を推進するために	第1項 行財政改革の推進による健全財政の確保 (3)公共施設のコスト縮減	240	(3)公共施設のコスト縮減 ・公共施設のデータベース化を行い、維持管理コストの縮減等、効率的な管理運営に向けた取組を進めます。	222	(3)公共施設のコスト縮減 ・公共施設の維持管理コストの縮減等、効率的な管理運営を図るため、施設のデータベース化を行います。
159	第5章 計画を推進するために	第2項 行政経営システムの構築 3 行政評価の実施	242	3 行政評価の実施 ・政策評価、事務事業評価、業績評価からなる行政評価システムを継続的に実施し、市民への公表のもと、Plan(計画)、Do(推進項目の取組)、Check(推進状況の確認)、Action(検討、改善)等によるマネジメントサイクルの確立を目指します。	224	3 行政評価の実施 ・政策評価、事務事業評価、業績評価からなる行政評価システムを継続的に実施します。
160	第5章 計画を推進するために	第5項 望まれる基礎自治体をめざして	243	(略) そして、地方分権がさらに進み、基礎自治体の権限と責任が大きくなるなかで、市民のための行政としての責務を果たし、理想とするすがたに向けた努力を一つ一つ積み重ねていくことが、市民が持つ高い誇りと自治意識に見合った自治機能を持つ基礎自治体の創造につながるものであり、この厳しい時代を生き抜くための行政経営の土台となるものです。 (略)	225	(略) そして、市民のための行政としての責務を果たし、理想とするすがたに向けた努力を一つ一つ積み重ねていくことが、市民が持つ高い誇りと自治意識に見合った自治機能を持つ基礎自治体の創造につながるものであり、この厳しい時代を生き抜くための行政経営の土台となるものです。 (略)